

利根町教育委員会定例会会議録

令和2年3月25日 午後3時00分開会

1. 出席委員

| | |
|----------|-----------|
| 教 育 長 | 海老澤 勤 君 |
| 教育長職務代理者 | 武 谷 昭 子 君 |
| 委 員 | 佐 藤 忠 信 君 |
| 委 員 | 石 井 豊 君 |
| 委 員 | 長 岡 純 子 君 |

1. 欠席委員

な し

1. 出席事務局職員

| | |
|----------|-----------|
| 学校教育課長 | 青 木 正 道 君 |
| 指 導 室 長 | 直 井 由 貴 君 |
| 生涯学習課長 | 久保田 政 美 君 |
| 生涯学習課長補佐 | 弓 削 紀 之 君 |
| 学校教育課長補佐 | 布 袋 哲 朗 君 |
| 学校教育課主査 | 坂 本 美 奈 君 |
| 学校教育課主任 | 谷 茉 穂 君 |

1. 議 事 日 程

議 事 日 程

令和2年3月25日（水曜日）

午後3時00分開会

- 日程第 1 報告第 4 号 利根町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について
報告第 5 号 利根町立小中学校共同学校事務室運営規程の制定について
報告第 6 号 利根町立学校事務共同実施検討委員会設置規程の廃止について
報告第 7 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令和2年2月分）について
- 日程第 2 議案第 6 号 利根町立学校管理規則の一部改正について

- 議案第 7 号 利根町学校給食費条例施行規則の制定について
- 議案第 8 号 利根町教育相談員規則の一部改正について
- 議案第 9 号 利根町スクールソーシャルワーカー配置に関する規則の一部改正について
- 議案第 10 号 利根町適応指導教室設置規則の一部改正について
- 議案第 11 号 利根町ティームティーチング非常勤講師配置に関する規則の一部改正について
- 議案第 12 号 利根町生涯学習センター管理規則等の一部改正について
- 議案第 13 号 利根町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について
- 議案第 14 号 利根町学校給食費助成金交付要綱等を廃止する告示について
- 議案第 15 号 利根町特別支援教育支援員派遣事業実施要綱の一部改正について
- 議案第 16 号 利根町教育委員会事務局処務規程等の一部改正について
- 議案第 17 号 教育委員会職員人事異動の内示について
- 議案第 18 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
- 議案第 19 号 利根町社会教育委員の委嘱について
- 議案第 20 号 生涯学習施設運営協議会委員の委嘱について
- 議案第 21 号 利根町図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第 22 号 利根町立歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について
- 議案第 23 号 利根町文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第 24 号 利根町学校体育施設開放管理責任者の委嘱について
- 議案第 25 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第 26 号 町長の権限に属する事務の委任について

日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 4 号 利根町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について
- 報告第 5 号 利根町立小中学校共同学校事務室運営規程の制定について
- 報告第 6 号 利根町立学校事務共同実施検討委員会設置規程の廃止について
- 報告第 7 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令和 2 年 2 月分）について
- 日程第 2 議案第 6 号 利根町立学校管理規則の一部改正について
- 議案第 7 号 利根町学校給食費条例施行規則の制定について
- 議案第 8 号 利根町教育相談員規則の一部改正について
- 議案第 9 号 利根町スクールソーシャルワーカー配置に関する規則の一部改正について

- 議案第 10 号 利根町適応指導教室設置規則の一部改正について
議案第 11 号 利根町ティームティーチング非常勤講師配置に関する規則の一部改正について
議案第 12 号 利根町生涯学習センター管理規則等の一部改正について
議案第 13 号 利根町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について
議案第 14 号 利根町学校給食費助成金交付要綱等を廃止する告示について
議案第 15 号 利根町特別支援教育支援員派遣事業実施要綱の一部改正について
議案第 16 号 利根町教育委員会事務局処務規程等の一部改正について
議案第 17 号 教育委員会職員人事異動の内示について
議案第 18 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
議案第 19 号 利根町社会教育委員の委嘱について
議案第 20 号 生涯学習施設運営協議会委員の委嘱について
議案第 21 号 利根町図書館協議会委員の委嘱について
議案第 22 号 利根町立歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について
議案第 23 号 利根町文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第 24 号 利根町学校体育施設開放管理責任者の委嘱について
議案第 25 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱について
議案第 26 号 町長の権限に属する事務の委任について

午後 3 時 00 分開会

○教育長（海老澤 勤君） お忙しい中、お集まりくださいますありがとうございます。

ただいまより令和 2 年 3 月の教育委員会定例会を開催いたします。

きょうご審議いただく議案は、報告 4 件、議案 21 件の計 25 件でございます。

議題に入ります前に、議案第 17 号 教育委員会人事異動の内示から議案第 25 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱までにつきましては、人事に関する議案のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書きに基づき非公開にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ただいまご承認いただきましたので、議案第 17 号から議案第 25 号までにつきましては、非公開といたします。

なお、今回につきましては、議案番号順ではなく、一括審議をお願いする報告、議案もございまして、よろしくお願いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第 1、報告第 4 号 利根町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正についてを議題といたします。

こちらの報告につきましては、「公民館」を「文化センター」に改称したため、日程第 2 の議案第 12 号 利根町生涯学習センター管理規則等の一部改正及び議案第 16 号 利根町教育委員会事務局処務規程等の一部改正についてを一括審議とさせていただきます。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、報告第 4 号 利根町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正及び議案第 12 号 利根町生涯学習センター管理規則等の一部改正、議案第 16 号 利根町教育委員会事務局処務規定等の一部改正について、生涯学習課の弓削課長補佐より説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○生涯学習課長補佐（弓削紀之君） では、まず報告第 4 号からお願いたします。

利根町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について、別紙のとおり改正します。提案理由でございますが、生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の施行に伴い、利根町教育委員会教育長事務委任規程の一部を改めるので、報告するものでございます。

参考資料、新旧対照表をご覧ください。

別表第 2（第 6 条関係）中「公民館長」を「文化センター所長」に、「公民館」を「文化センター」に改め、この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行いたします。

続きまして、議案第 12 号をご覧ください。

議案第 12 号 利根町生涯学習センター管理規則等の一部改正について、別紙のとおり改正します。提案理由でございますが、利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の施行に伴い、利根町生涯学習センター管理規則等の一部を改めたいので、提案するものでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表をご覧ください。

まず、利根町生涯学習センター管理規則の題名を「利根町生涯学習施設管理規則」に改めます。

第 1 条中「利根町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例」を「利根町生涯学習施設の設置管理に関する条例」に改めます。

第 2 条中「利根町生涯学習センター(以下「センター」という。)」を「生涯学習施設」に改めます。

第 2 条第 2 項中「任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。」を「任期は 2 年とし、再任を妨げない。」に改めます。

第 3 条以下の条文中「センター」を、第 16 条を除き、全て「生涯学習施設」に改めます。

2 ページをお開きください。

第 4 条中「庶務係」を「生涯学習センター係及び文化センター係」に改めます。

第 5 条中「庶務係の事務分掌は、次のとおりとする。」を「各係共通の事務分掌は、次の各号に掲げるとおりとする。」に改め、生涯学習センター係及び文化センター係共通の庶務事項を七つ定めております。

第 5 条第 2 項は、生涯学習センター係及び文化センター係の事業に係る事務を、それぞ

れ6項目定めております。

参考資料4ページ、お願いいたします。

第8条第1項中「利根町生涯学習センター使用許可申請書」を「利根町生涯学習施設使用許可申請書」に改め、同条第2項中、「利根町生涯学習センター使用許可書」を「利根町生涯学習施設使用許可書」に改めます。様式については、議案書別紙の4ページ及び5ページを参照願います。

第9条を、「条例第8条第3号の規定による使用料の減免は、次に掲げるとおりとする。」に改め、五つの減免事項を定めております。

また、第9条第2項に、条例第8条第1項の町民の割合が5割を超える5人以上の団体が、生涯学習活動その他これに類する活動に使用するときは、5割の減免となっておりますので、この規定による使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書を提出することを定めております。

5ページをお願いいたします。

第9条第3項は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、使用料減免の決定、却下、通知書を申請者に通知することを定めております。様式については、議案書別紙6ページ、7ページをご参照願います。

第11条は、生涯学習センター及び文化センターの一般文書記号を別表により定めております。参考資料9ページの別記2・1、改正案を参照願います。

文書記号ですが、生涯学習センターを「利教生セ」、文化センターを「利教文セ」といたします。

第13条中「利根町生涯学習センター運営協議会」を「利根町生涯学習施設運営協議会」に改めます。

第16条中の「センター」は、「各生涯学習施設」に改めます。

次に、第2条 利根町教育委員会事務局組織規則の一部改正になります。

参考資料の10ページをご覧ください。

別記1、現行の生涯学習課社会体育係の事務分掌に定められました下線を引いた九つの事項を削り、削った九つの項目は、生涯学習施設管理規則において、生涯学習センター係及び文化センター係の事務分掌として定めております。

次に、第3条 利根町教育委員会公印規則の一部改正になります。

参考資料の14ページをお開きください。

公民館の名称変更に伴い、公印、印影を、「利根町文化センター所長の印」に改めるものです。

次に、15ページをお願いいたします。

第4条 利根町図書館管理運営規則の一部改正で、第4条第10号中の「、公民館」を削ります。

次に、16ページをお願いいたします。

第5条 利根町スポーツ推進委員規則の一部改正についてで、第2条第3号中「、公民館」を削ります。

最後に、議案書別紙11ページをお開きください。

利根町立公民館管理規則の廃止、第6条 利根町立公民館管理規則は廃止します。

以上、6件の規則につきましては、令和2年4月1日から施行します。

議案第12号 利根町生涯学習センター管理規則等の一部改正につきましては、以上です。

続きまして、議案第16号 利根町教育委員会事務局処務規程等の一部改正についてです。

提案理由でございますが、利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の施行に伴い、利根町教育委員会事務局処務規程等の一部を改めたいので、提案するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず1ページ、利根町教育委員会事務局処務規程の一部改正について、別表第3（第9条関係）課及び係の文書記号中、生涯学習課の係名、公民館と図書館の係の記号、「公」、「図」を削ります。生涯学習センター、文化センター、図書館の文書記号は、各施設の管理規則により定めていることから、今回削除して改めるものです。

次に、3ページをお開きください。

第2条 特定の勤務に従事する職員の勤務等を定める訓令の一部改正について、別表中、「利根町公民館」を「利根町文化センター」に改めるものです。

次に、4ページをお願いいたします。

第3条 利根町教育委員会職員駐車場使用に関する取扱規程の一部改正について、第2条第1号中「利根町立公民館」を「利根町文化センター」に改めます。

この訓令も令和2年4月1日から施行します。

説明は以上です。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（佐藤忠信君） 議案12号、議案書8ページ、第2条の利根町教育委員会事務局組織規則の一部改正ということで、別表が添付されておりますが、この中の一部が、利根町生涯学習施設管理規則第5条第2項の事務分掌として生涯学習センター係、文化センター係に移管されると思います。

気になったのが、別表中の10番、「生涯学習関連講座等の開設運営に関すること」と、利根町生涯学習施設管理規則第5条第2項第1号の生涯学習センター係のエ、「利根町生涯学習センターの各種講座の開設運営に関すること」とは別でしょうか。

おそらく、もともとの生涯学習センター管理規則に、生涯学習関連講座等の開設運営と生涯学習センターの各種講座の開設運営の二つが入っていたと思うのですが、この違いは何でしょうか。

○生涯学習課長補佐（弓削紀之君） 名称が違うということですね。生涯学習施設管理規則第1条では、生涯学習施設の設置及び管理に関する条例に基づくという形で、生涯学習セン

ターや文化センターの生涯学習施設に限定して開催する講座について定めております。また一方で、事務局組織規則というのは、あくまでも生涯学習施設とは別組織である生涯学習課の社会教育係の仕事として、生涯学習講座に関するものという形で規定しております。

○委員（佐藤忠信君） では、同じ意味ではなくて、また違った意味があるということですか。

○生涯学習課長補佐（弓削紀之君） そうです。生涯学習施設の設置管理条例は、あくまでも生涯学習施設を管理する上で生涯学習センターの講座を実施する意味合いで、事務局組織規則の中の社会教育係におきては、生涯学習に関連する講座を実施するという意味合いです。

○委員（佐藤忠信君） 文言は似ているけれども、違うということですね。わかりました。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、報告第4号 利根町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正、議案第12号 利根町生涯学習センター管理規則等の一部改正、議案第16号 利根町教育委員会事務局処務規程等の一部改正につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第5号 利根町立小中学校共同学校事務室運営規程の制定についてを議題といたします。

こちらの報告につきましては、令和2年度から設置いたします共同学校事務室に関連しております報告第6号 利根町立学校事務共同実施検討委員会設置規程の廃止及び日程第2の議案第6号 利根町立学校管理規則の一部改正についてを一括審議とさせていただきます。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、報告第5号 利根町立小中学校共同学校事務室運営規程の制定、また報告第6号 利根町立学校事務共同実施検討委員会設置規程の廃止及び議案第6号 利根町立学校管理規則の一部改正について、一括してご説明を申し上げたいと思います。

令和2年度より学校業務の効率化及び学校運営に関する支援を行うための共同実施組織として共同学校事務室を設置することから、関係例規の制定、廃止、一部改正を行っております。

まず、議案第6号 利根町立学校管理規則の一部改正の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第25条で、「教育委員会は、学校の事務を共同で実施し、業務の効率化及び学校運営に関する支援を行うための共同実施組織として、共同学校事務室を置く。」としておりまして、第2項で、「共同学校事務室の組織、運営及び業務等に関し必要な事項は、教育長が別に定

める。」としております。

報告第5号をご覧いただきたいと思います。こちらの規程が、教育長が別に定める規程となりまして、教育長訓令ということで定めておりますので、報告をさせていただきます。

第2条、組織でございます。教育長が共同学校事務室の拠点校と連携校を指定し、室長、副室長、室員を置くと定めております。

第3条で、共同学校事務室の所掌事務を定め、第4条で室長等の職務、第5条で室長の専決事項を定めております。

第7条では、共同学校事務室運営協議会について規定しておりまして、協議会の中で年間計画等について協議をし、決定いたします。

共同学校事務につきましては、令和元年度に検討委員会を設置いたしまして、5回ほど協議をしましてまいりました。報告第6号につきましては、その利根町立学校事務共同実施検討委員会設置規程になります。こちらにつきましては、令和2年度から共同学校事務室を設置し運営をしましてまいりますので、廃止をさせていただきたいと思います。

一括議案の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（佐藤忠信君） 報告第5号の第7条で運営協議会の委員は、次に挙げる者のうちから教育長が任命するということで、この小中学校を代表する校長というのは、この4校の中で代表するという意味でよろしいのですか。それとも、各小中学校の校長先生が1人ずつなのでしょうか。

○学校教育課長（青木正道君） この共同学校事務は、今ある中学校1校、小学校3校、計4校で事務の効率化や統一を図るために行う共同学校事務室になります。校長先生1人、教頭先生1人、教務主任1人、代表者を出していただきまして、その事務の効率を図るために組織いたします。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） 報告第5号 利根町立小中学校共同学校事務室運営規程の制定、報告第6号 利根町立学校事務共同実施検討委員会設置規程の廃止及び議案第6号 利根町立学校管理規則の一部改正については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第7号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令和2年2月分）についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、報告第7号 利根町教育委員会後援名義の使用承認、令和2年2月分につきましてご説明申し上げます。

ページを1枚おめくりください。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項及び利根町教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により報告するもので、8件の申請があり、承認をしたものでございます。

こども天国運営協議会が取手利根川河川敷で、「第43回こども天国」を4月29日（水）に開催するものでございます。

こちらは、毎年開催されておりました、目的、内容といたしましては、未来を担う子どもたちに自然の大切さを感じながら遊ばせる場所、そして輝きある子どもたちや親子間の協調性や連帯感を持ちながら、楽しく過ごせる魅力ある広場を提供することを目的に開催されるものでございます。

続きまして、2番目のマザーズコーチングスクール「鏡の中のぼく」講演会茨城事務局が、「鏡の中のぼく」動画上映会と講演会を、4月29日（水）に、レンタルスペースつくばカーサという場所で開催をいたします。場所は、学園都市の中にある乙戸沼公園の隣ということになってございます。

目的、内容といたしましては、茨城県教育委員会が今年度から実施するいじめ根絶を目指す条例のもと、「いじめをしない、させない、許さない」という認識を広く共有し、子どもの孤独といじめをなくすことを目的としております。

続きまして、利根町文化協会第5部門が、利根町文化協会第5部門合同美術展を6月10日（水）から16日（火）まで、町民の文化意識を高めるため、書、ちぎり絵、パステル画、油絵、写真、水彩画の合同美術展を開催いたします。

1枚ページをおめくりください。

続きまして、利根写楽会が、「利根写楽会第39回写真展」を5月17日（日）から23日（土）まで、写真展を通して会員の成果の発表の場を設け、撮影技術や作品づくりの工夫などについて学び合う機会にするとともに、町民の皆さんに憩いの場の提供を目的に開催いたします。

続きまして、利根混声合唱団が、「利根混声合唱団サマーコンサート」を7月18日（土）に、練習の成果を発表し、町民の皆様に楽しんでいただくため開催いたします。

続きまして、上から3段目、こちらは新型コロナウイルス感染症防止のために中止となった事業でございますが、一応内容のほうだけご報告をさせていただきます。

利根町水彩同好会が、3月2日（月）から3月7日（土）まで、会員内の親睦を図り、作品技術を高める発表の場として、また活動を周知してもらうことにより地域の貢献を図りたいため開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため、中止となっております。

一番下でございます。（一財）言語交流研究所ヒッポファミリークラブが、「親子で参加できる講座&ワークショップ」を、5月17日（日）、23日（土）の2日間、取手市福祉会館で、青少年育成、国際理解、多文化共生について考える機会を提供するため開催いたします。

右側のページになります。子どもの夢づくりフェスタ実行委員会が、「第4回子どもの夢づくりフェスタ」を5月16日（土）に、子どもを対象に、自然の材料を使用した作品づくり、動物や遊具を通して子どもたちの夢づくりを支援していく触れ合いの場を設け、さらに、利根町、近隣市町村の特産品の販売、周知等を通して、文化産業の発展に寄与することを目的に開催いたします。

報告第7号の説明は、以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（石井 豊君） 後援の団体については、内容的に後援に関し何ら問題ないと思いますが、ちょっと不安というか、心配なのが、先ほども課長から、新型コロナウイルス感染症防止のため開催を中止とした団体の説明がありました。今後開催を予定している団体で密閉空間の場所で行うものについては、後援する際に何らかの附帯条件は付けたのでしょうか。あるいは、その申請団体が中止または延期する基準を提示したのか、その辺をお聞きしたいです。

よろしく申し上げます。

○生涯学習課長（久保田政美君） ただ今の石井委員のご質問にお答えさせていただきます。

生涯学習課が後援を承認しているものにつきまして、青木課長が先ほど説明しました団体も含め、中止とする団体が何件か上がってきております。1枚目の一番下、利根町文化協会5部門や2枚目の一番、利根写楽会につきましては、中止という報告を受けております。

そのほか、利根混声合唱団や（一財）言語交流研究所ヒップファミリークラブ、また子どもの夢づくりフェスタ実行委員会につきましては、開催には若干期間はありますので、現在検討しているということで報告を受けております。

ただ、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている状況で、開催については、国のほうで言われています換気や手洗い、うがい、咳エチケット、消毒やなるべく人が密集しないようにし、開催時間を短縮するなど十分配慮していただいた上で検討していただければと思います。今後、開催するという話になった場合には、感染症対策の徹底を指導させていただければと考えています。

○委員（石井 豊君） 申請段階で、そこまでの条件は付けていますか。

○生涯学習課長（久保田政美君） 申請段階では付けておりません。ただ開催するといった場合には、指導をしたいと思っています。団体によっては、開催まで約2カ月あるところや、来月4月に実施するものがありますので、状況を見ながら、また今後、国の方向性が出るかと思っておりますので、団体に対しましては、対応をお願いしたいと考えております。

○委員（石井 豊君） ぜひお願いします。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） では、報告第7号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令

和2年2月分)につきましては、原案のとおり承認いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後3時55分開議

○教育長(海老澤 勤君) 続きまして、日程第2、議案第7号 利根町学校給食費条例施行規則の制定についてを議題といたします。

議案第14号 利根町学校給食費助成金交付要綱等を廃止する告示及び議案第26号 町長の権限に属する事務の委任についてを一括審議とさせていただきます。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長(青木正道君) それでは、議案第7号 利根町学校給食費条例施行規則の制定、議案第14号 利根町学校給食費助成金交付要綱等の廃止及び議案第26号 町長の権限に属する事務の委任につきまして、一括してご説明申し上げます。

利根町学校給食費条例につきましては、3月議会定例会におきまして可決をされましたことを報告させていただきます。

まず、議案第7号 利根町学校給食費条例施行規則をご覧いただきたいと思います。

2月の条例案の同意の際に、参考資料として添付をさせていただいたところがございますが、修正箇所がございましたので、内容を修正した箇所のみご説明をさせていただきます。

ページを2枚めくってください。

2枚めくっていただきました左のページ、上から10段目ほどのところがございます。第8条の3行目「当該認定された日から」ということで、こちらを修正させていただいております。修正前、前回お示しさせていただいたときは、「当該認定された日の前日から」というふうになってございましたので、修正をさせていただきました。

続きまして、第12条でございます。

第12条の2行目、「少子化推進」となっておりますので、こちらは「少子化対策の推進」ということで、「の」を入れていただきたいと思います。「少子化対策の推進に資することを目的に」ということで訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第14号をご覧いただきたいと思います。

議案第14号 利根町学校給食費助成金交付要綱等の廃止でございますが、これまで第3子の給食費を助成しておりました「利根町学校給食費助成金交付要綱」と茨城県産の食材を助成しておりました「利根町立小中学校給食地元食材提供事業助成金交付要綱」、また、展示食及び保存食の食材費を助成しておりました「利根町立小中学校給食に係る展示食及び保存食原材料助成金交付要綱」につきましては、歳出の賄材料費の予算措置又は条例施行規則に規定されているため、廃止をさせていただいたものでございます。

続きまして、議案第26号をご覧いただきたいと思います。

町長の権限に属する事務の委任につきましては、利根町長の権限に属する事務の委任及

び補助執行に関する規則を改正するため、町長より協議がありましたので議決を求めるものでございます。

議案第 26 号参考資料をご覧いただきたいと思います。

社会教育施設が地方自治法施設に変更されることから、生涯学習施設の設置及び運営に関する条例の施行に関することにつきましても、委任の協議はされております。第 4 号が利根町学校給食費条例の施行に関する事、第 5 号が利根町生涯学習施設の設置及び運営に関する条例の施行に関する事ということで、協議がありましたので提案させていただきました。

一括議案の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご質問、ご意見などございますか。

よろしいでしょうか。

○委員（佐藤忠信君） 議案第 26 号の参考資料で利根町生涯学習施設の設置及び運営に関する条例が、平成 14 年利根町条例第 29 号、平成 14 年で大丈夫なのでしょうか。

○生涯学習課長（久保田政美君） こちらは昨年の 12 月議会定例会におきまして生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正で、条例の題名を変えており新規改正でないため、平成 14 年のままになります。

○委員（佐藤忠信君） そういことですか。わかりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） では、議案第 7 号 利根町学校給食費条例施行規則の制定、議案第 14 号 利根町学校給食費助成金交付要綱等を廃止する告示及び議案第 26 号 町長の権限に属する事務の委任につきましては、原案のとおり承認いたします

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第 8 号 利根町教育相談員規則の一部改正についてを議題といたします。

こちらにつきましては、令和 2 年度より臨時職員の雇用が会計年度任用職員に変更となるため、議案第 9 号 利根町スクールソーシャルワーカー配置に関する規則の一部改正、議案第 10 号 利根町適応指導教室設置規則の一部改正、議案第 11 号 利根町ティームティーチング非常勤講師配置に関する規則の一部改正及び議案第 15 号 利根町特別支援教育支援員派遣事業実施要綱の一部改正についてを一括審議とさせていただきます。

担当課長に説明を求めます。

○指導室長（直井由貴君） それでは、議案第 8 号 利根町教育相談員規則の一部改正について、議案第 9 号 利根町スクールソーシャルワーカー配置に関する規則の一部改正について、議案第 10 号 利根町適応指導教室設置規則の一部改正について、議案第 11 号 利根町ティームティーチング非常勤講師配置に関する規則の一部改正について、議案第 15 号

利根町特別支援教育支援員派遣事業実施要綱の一部改正につきまして、一括してご説明させていただきます。

なお、これらの全ての提案理由が、令和2年4月1日から特別職非常勤及び臨時職員が会計年度任用職員へ移行されるため改正されるものでございます。したがいまして、説明につきましては、議案第8号のみを全て説明させていただきまして、残りにつきましては同様な内容でございますので、書面をもって説明とさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元の資料、議案第8号参考資料をご用意したいと思っております。

こちらの新旧対照表をご説明いたします。

現行の部分では「委嘱」となっているところを、改正案では「任用及び身分」、それから第3条、「委嘱する」を「任用する」に改めます。

第3条の2ですが、「相談員は、非常勤」のところを、改正案では「相談員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする」、第8条、「別に定める」部分を、改正案では「利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めるところによる」に改めます。

さらに、第9条、休暇等に関する規定の準用としまして、「相談員の休暇については、利根町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第4条及び第5条の規定を準用する。」を追加しております。

附則、この規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） ご意見、ご質問などございますか。

○委員（長岡純子君） 初歩的な質問ですが、委嘱と任用とは、何か身分的なものや給与に違いがあるのでしょうか。

○指導室長（直井由貴君） 委嘱する場合ですと、非常勤の特別職になりまして、臨時職員ではなくて、教育委員さんと同じ立場の非常勤の特別職になります。

会計年度任用職員というのは、これまでの臨時職員とは違い、今までは6カ月の雇用でしたが、これが同一労働同一賃金という関係で、今年の4月1日からどこの市町村も同じように会計年度任用職員という制度に移行しています。

時間給も上がっており、同一労働同一賃金ですので、職員の給料表を参考にしまして、賃金も上がっています。週20時間を超えて働いた方につきましては、ボーナスが出たりとか、夏休みが出たりとか、勤務体系も全て変わっております、今回提案させていただいているものについては、条例の制定に伴う指導室分の規則、要綱になります。

○委員（長岡純子君） わかりました。

もう一つよろしいですか。議案第9号の一部改正で、スクールソーシャルワーカーの規則がありますが、各学校に配置されているのですか。また、何か資格、教育免許は必要なのでしょうか。

○指導室長（直井由貴君）スクールソーシャルワーカーは、指導室で1名雇用しています。各学校に常駐するものではなく、1週間に1回ないし2回勤務をしていただき、各学校をローテーションで回るといようなまず勤務形態で特別なことがあったときには、相談に乗ったり、家庭訪問をしたりしております。

教員免許等は必要ないのですが、やはりスクールソーシャルワーカーになるためには、今までの経験とか社会福祉の資格を有したりということで、普通の相談員よりも専門性が高い方をお願いしており、指導室で次年度もお願いするスクールソーシャルワーカーの方は、非常に経験も豊富で、家庭訪問をしたり、各相談に乗っていただいて、支援、解決に当たっていただいている状況でございます。

○委員（長岡純子君） わかりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第8号 利根町教育相談員規則の一部改正、議案第9号 利根町スクールソーシャルワーカー配置に関する規則の一部改正、議案第10号 利根町適応指導教室設置規則の一部改正、議案第11号 利根町ティームティーチング非常勤講師配置に関する規則の一部改正及び議案第15号 利根町特別支援教育支援員派遣事業実施要綱の一部改正につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第13号 利根町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、議案第13号 利根町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止につきまして、ご説明いたします。

提案理由にもございますとおり、本制度が令和元年9月をもって廃止となり、10月より幼児教育・保育の無償化制度へ移行となったため、廃止するものでございます。

議案第13号の説明は、以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第13号 利根町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第17号 教育委員会職員人事異動の内示についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

(「非公開」により省略)

○教育長(海老澤 勤君) 議案第 17 号 教育委員会職員人事異動の内示につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長(海老澤 勤君) 続きまして、議案第 18 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長(青木正道君) 議案第 18 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についてご説明を申し上げます。

(「非公開」により省略)

○教育長(海老澤 勤君) ないようですので、議案第 18 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱に伴う協議につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長(海老澤 勤君) 続きまして、議案第 19 号 利根町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

こちらにつきましては、社会教育施設の統一した運営を図るため、社会教育委員に各施設の協議会委員もお願いしていることから、議案第 20 号 利根町生涯学習施設運営協議会委員の委嘱、議案第 21 号 利根町図書館協議会委員の委嘱、議案第 22 号 利根町立歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱についてを一括審議とさせていただきます

担当課長に説明を求めます。

(「非公開」により省略)

○教育長(海老澤 勤君) ないようですので、議案第 19 号 利根町社会教育委員の委嘱、議案第 20 号 利根町生涯学習施設運営協議会委員の委嘱、議案第 21 号 利根町図書館協議会委員の委嘱及び議案第 22 号 利根町立歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長(海老澤 勤君) 続きまして、議案第 23 号 利根町文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

(「非公開」により省略)

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 23 号 利根町文化財保護審議会委員の委嘱につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第 24 号 利根町学校体育施設開放管理責任者の委嘱についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 24 号 利根町学校体育施設開放管理責任者の委嘱につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第 25 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） その他ないようですので、議案第 25 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第 3、その他で何かございますでしょうか。

○学校教育課長（青木正道君） その他ということで、先ほどから、話が出ています新型コロナウイルス感染症に関する小中学校の今後の動きということで、ご報告をさせていただきたいと思います。

今お配りしているのが、保護者の方向けに令和 2 年度の始業式と入学式について実施しますという内容の通知となっております。こちらは 24 日の修了式の際、学校から児童生徒へ配布いたしました。

内容について、まず 1 点目ですが、令和 2 年 4 月 6 日（月）より通常の日課で、給食を提供します。

始業式は、体育館等は使用せずに、各クラスで放送により実施いたします。

給食の食べ方については、グループで食べるなどせず、前を向いたまま 1 人ずつという形で給食の食べていただく形になります。

2 点目は入学式についてでございます。令和 2 年 4 月 7 日（火）の入学式については、規模を縮小して実施をさせていただくということでございます。参加者は新入生、保護者、教

職員ということで、午前中が小学校、午後が中学校ということで実施をいたします。

この日につきましては、小学校でいいますと、新2年生から新6年生、中学生でいえば新2年生、新3年生は臨時休校といたします。

また、4月8日（水）以降につきましては、通常日課で給食も提供し、部活動等も4月6日以降に再開をするということで、学校へはすでに確認をとっております。

ただし、茨城県も1人出たら、急に10人まで増えている状況でございますので、近隣の市町村の状況、また町内での感染者が出た場合には、対応が変わってくると思いますので、3月24日の時点、修了式のときに通知を配り、保護者へ周知をいたします。以上です。

○委員（佐藤忠信君） 萩生田文部科学大臣から、条件つきで再開するという報道があったと思うのですが、もし何か発生した場合には、各自治体の教育委員会や学校がルールあるいはマニュアルに沿って対応するのでしょうか。また、休校するのかどうかという判断を下さいというふうに言われているようですが、今回は、町でそういうものというのは作っているのでしょうか。

○学校教育課長（青木正道君） 新型コロナウイルスの対応につきましては、町で対策本部を設置しまして、これまで4、5回ほど、会議を開きました。

4回目の会議の時に、どのような場合になったら、生涯学習施設の貸し出しや集落センターなどの町の施設の貸し出しを中止するかということで話し合いをしました。

その結果、県南地区の発生や川を挟みますが、隣接している我孫子市、印西市、栄町で出た場合には、施設は閉館しようということになりました。

その後、早い時点で、印西市で新型コロナウイルスに感染したという情報がありましたけれども、それ以降、感染が拡がり、印西市内でも感染者が確認されたということで、その時点で22日から町の施設の貸し出しは中止にしています。

また、学校の休校につきましては、国からも県からも、自分の自治体の様子を見て各市町村で判断してくれということですが、すごく難しい判断だと思っております。今後、利根町で感染者が出た場合には、休校にするということも含め対応を考えていくしかないのかなとは思っていますが、今のところ、利根町で感染者が確認された場合の学校対応というのはまだ決まっておりません。

国の方針に沿って県の指針が出るのですが、最終的には市町村で判断してくれということなので、町内で感染者が出た場合には、また臨時の校長会等を開いて協議をする必要はあると考えています。以上です。

○教育長職務代理者（武谷昭子君） 今、学校関係は町で決めています。自治会の各地区の自治会館はどこに権限があるのですか。

○学校教育課長（青木正道君） 各地区の役員さんが決められていると思います。全員での総会等は、開催する時間がないと思うので、現状を鑑みて、各地区の役員で決定していると思います。

○教育長職務代理者（武谷昭子君） そうですか、わかりました。

○委員（長岡純子君） 子どもたちがずっと休校になっていますよね。突然なつたわけですが、親御さんたちから何か問い合わせは来ているのですが。あるいは、子どもたちは全部きちっと守られているのでしょうか。

○学校教育課長（青木正道君） 学童保育，両親共働きの方は学童保育に預けてください，突発的な理由により親御さんが見られないときには，小学校で預かることも可能ですというような通知を，休校前に全児童に送らせていただきました。まず，児童クラブのほうで申しますと，やはり親御さんの考え方がありまして，児童クラブに登録している方でも，行かsetくないという方はおりました。夏休みとかだけお子さんを預けている方のうち，学校が休校の期間も預けたいというような方もおりました，新規登録者は 5 名ほどとなっております。

また，突発的な場合の小学校での対応につきましては，1 名だけ文小学校でお預かりした経緯があります。

その他の問い合わせは，今のところ一切ないというのが現状です。

また，子どもたちにつきましては，学校休校や外出自粛が続いておりますが，各家庭で手洗いうがいなど感染予防を徹底し，健康管理をしっかり行うなど休校中の過ごし方についてもお願いをしているというのが現状となっております。

○教育長（海老澤 勤君） きのが修了式で子どもたちは久々に登校という場面があったのですが，小学校では 3 人程度が欠席し，その他は元気に出てきたという話を聞いています。

○委員（佐藤忠信君） 休みになったのが早まった分，授業時数が減っているところがちょっと問題視されていると思うのですが，法的には大丈夫ですか。

○指導室長（直井由貴君） 今回は特別な措置ということで，国のほうも，学校長の承認のもと卒業，進級ということで，法的には一切問題はありません。

ただ，佐藤委員が心配されるように，授業時数が途中で終わっているものについては，この前の 23 日の臨時校長会でも確認しまして，どこまで終わっているか，残りはどれかということ各学校一覧表で残し，次年度，取り組んでいく予定となっております。

その授業時数の持ち方につきましては，また 4 月上旬の校長会等で話し合いをする予定でおります。一部新聞の報道によりますと，例えば土曜日など月 1 回登校日を設けるという自治体もありますし，7 時間目に授業をするという案もありますし，場合によっては夏休みを二，三日削るなど，さまざまなケースがあるので，今後話し合って対応していくということとなっております。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

○教育長職務代理人（武谷昭子君） 今，児童クラブのことでお話がありましたけれども，今度，小学校が統合されたときに，児童クラブの場所はどうなるのですか。文間小学校は別棟がありますが，文小学校は学校の一部を借りるのでしょうか。

○学校教育課長（青木正道君） 布川小学校に統合が決定ということでもありませんし，細

かな部分についてはこれから詰めていくところなのですが、文小学校は現在の児童クラブの場所がありますので、布川小学校に統合しても、現在の児童クラブの施設を使うというのを基本に考えていこうかなと思っています。

スクールバスで布川小学校に来て、文間小学校だったら、文間小学校の今の児童クラブのところでおりてそのまま児童クラブに行く、文小学校は文小学校の場所を使う。子どもたちを布川小学校だけの児童クラブで1カ所に集めてということは、今のところは考えておりません。

○教育長職務代理者（武谷昭子君） そのほうが、子どもたちも安心すると思います。

○学校教育課長（青木正道君） そうですね。親御さんも迎えに行く距離も遠くなってしまいうので、それが一番いいのかなと考えています。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、私のほうから4点ほどございます。

1点目としましては、文化センターの記念公演でございます。今回、宮路オサム氏のコンサートということで開催を予定しております。詳細につきましては、お手元に配付してあるパンフレットの内容の記載のとおりでございます。

また、こちらのパンフレットにつきましては、4月に入りまして、各戸配布し町民の方にお知らせをする予定でございます。

現在、6月20日ということで実施を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況が変わりましたら、場合によっては延期の可能性もあるということで公演日を設定しております。

ただ、いつ収束するのかまだ全然不透明なところもありますので、ただ単に延期といっても、半年先なのか1年先なのかはっきりしないので、今回は予定どおり進めさせていただいて、開催日が近づきましたら、延期について検討してまいります。

2点目でございますが、公職選挙法の絡みのことでございます。公営施設使用の個人演説等ということで、抜粋したものをお配りしておりますが、こちらにつきましては、選挙候補者の届け出の政党、また衆議院名簿の届け出政党については、次に掲げる施設について演説等ができるというものでございます。

赤字で書いてありますが、演説の場所につきましては、学校及び公民館ということで規定されておりますが、4月1日から、公民館が地方自治法の施設として変更となることから、第161条第3項で第2号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設ということで記載されております。演説等につきましては、これまでどおり、文化センターでの開催について特に問題はないと考えておりますので、選挙管理委員会に返事をさせていただくという報告でございます。

続きまして、3点目でございます。利根町青少年相談員設置規程の一部を改正する訓令でございます。

青少年相談員につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部につきまして改正が行われ、青少年相談員の報酬について削除されましたの

で、利根町青少年相談員設置規程の中に日額の報償費を盛り込んだということでございます。

4点目、最後になりますけれども、4月1日より生涯学習課の社会体育係が役場において業務を行うこととなりました。生涯学習センターでは、従来の生涯学習センターの維持管理や貸し出し業務、各種講座の開設運営をし、社会体育係で今まで実施していた運動会、駅伝大会、先ほど承認いただきましたスポーツ推進委員の活動、スポーツ少年団などにつきましては、役場4階に移転するというところでございますので、ご報告させていただきます。

なお、こちらにつきましては、ホームページ、また近隣市町村に対しては、通知をし周知する予定でございます。

私のほうからは、以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、令和2年3月の教育委員会定例会を閉会いたします。

午後4時56分閉会